[事案 30-224] 新契約無効請求

· 令和元年 5 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

契約した商品が生命保険であると認識していなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年3月に信用金庫を募集代理店として契約した2件の外貨建一時払終身保険について、契約前に、募集人に対して、子が生命保険会社に勤めているので生命保険ならば加入しないと伝えており、その上で案内があった商品なら生命保険ではないはずだと思ったが、実際には生命保険であったため、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、生命保険の提案をすることを申立人に書面により了承いただいたうえで、生命保険であることが明記された設計書等を用いて商品内容やリスク等を明確に説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約を生命保険ではないと誤解していたとは認められず、その 他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがな いと判断して、手続を終了した。